

第5章 令和8年度の将来像

1 成果目標

国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、本市では障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を、次のとおり設定することとします。

(1) 障害福祉計画

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活移行者数	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。	国の指針に準じ、施設入所者の地域生活への移行を進める。 (令和4年度末時点の施設入所者数 35人)	3人
施設入所者数	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。	国の指針に準じ、「日中活動の場」の確保に努め地域生活への移行を進める。 (令和4年度末時点の施設入所者数 35人)	2人減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27人	28人	29人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	13人	14人	16人

③ 地域生活支援拠点が有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点の機能の充実	令和8年度末までの間、地域生活支援拠点機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討する。	国の指針に準じ、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を行う。	構築
		国の指針に準じ、地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行う。	1回
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	国の指針に準じ、基幹相談支援センターと連携し現状の把握に努める。	整備

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点の設置箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
検証及び検討の実施回数の年間の見込み数	1回	1回	1回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労移行者数	令和8年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。	国の指針に準じる。	9人
就労移行支援における移行者	令和8年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。	国の指針に準じる。 (令和3年度実績4人)	6人
就労継続支援A型における移行者	令和8年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績値の1.29倍以上とする。	国の指針に準じる。 (令和3年度実績0人)	1人
就労継続支援B型における移行者	令和8年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績値の1.28倍以上とする。	国の指針に準じる。 (令和3年度実績1人)	2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合	令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業所利用、終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	国の指針に準じ、就労移行支援事業所と連携し、一般就労に向けた総合的な支援に努める。	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度における就労定着支援事業を利用した人数を令和3年度実績値の1.41倍以上とする。	国の指針に準じ、就労定着支援事業所と連携し、就労継続に向けた総合的な支援に努める。 (令和3年度実績9人)	13人
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。	国の指針に準じ、就労定着に向けた支援の充実に努める。	25%以上

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	国の指針に準じる。	充実
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	令和8年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。	国の指針に準じる。	充実

活動指標				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		2回	2回	2回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		1回	1回	1回
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	1回	1回	1回
自立支援協議会の専門部会の設置数	設置数	5	5	5
	実施回数	3回	3回	3回

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	国の指針に準じ、質の向上に向けた研修への参加や事業者への情報発信に努める。	充実
	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図り、障害福祉サービス等の質の向上を図る。	国の指針に準じる。	実施
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。	国の指針に準じる。	実施

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の整備	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回

(2) 障害児福祉計画

① 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
児童発達支援センターの充実	児童発達支援センターで実施する各事業を充実させ、令和8年度末までに年1回以上運用状況を検証、検討する。	国の指針に準じ、児童発達支援センターを確保し、年1回以上運用状況を検証、検討する。	1回
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	国の指針に準じ、障がい児通所支援事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容に向けた総合的な支援に努める。	整備
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	国の指針に準じ、保育所等訪問支援の提供体制の確保に努める。	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保する。	国の指針に準じ、児童発達支援事業所の確保に努める。	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。	国の指針に準じ、放課後等デイサービス事業所の確保に努める。	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し協議する。	国の指針に準じ、協議の場を開催する。	3回
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	国の指針に準じ、医療的ケア児等コーディネーターを確保する。	3人

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングの受講者数	3人	5人	5人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	3人	3人